

# 演劇 × 著作権 × 法律

## 巷で話題の、チケットの高額転売問題について

弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授  
HP: <http://www.kottolaw.com>  
Twitter: @fukuikensaku

や日常的な光景だ。先日のエグザイル系のステージツアーなど、最終的にチケットだけで実に5万枚以上が、最高数十万円といった高額で取引された。

ファンからすれば、楽しみにしていたチケットは瞬く間になくなって定価では買えず、やむなく高い転売チケットを買う構図だ。もともと、当のファンが転売を小遣い稼ぎに利用しているケースもあるようで厄介だが。

高額転売問題は、演劇界にも及んでいる。ミュージカルやアイドル系などは特に常連で、例えば宝塚で上演中の「エリザベット 愛と死の輪舞」はチケット単体だけで既に約1万枚、最高額85,000円で取引されている。オークションサイトなどを含めれば数万枚が売買され、サイトの手数料収入だけで数千万円に達するだろう。

そこで払われた上乗せ分は誰かの懐を潤すだけで主催者にも関係者にも一銭も回らず、またファンは高額チケットのせいで他の公演に行く資力もなくなる。その意味では直接に転売されない公演の売上にまで、問題の影響は及んでいる。

さて、こうしたチケット転売は古くから「ダフ屋」と言われたが、法的にはどうなのか。ダフ屋は通常、自治体の「迷惑防止条例」というもので規制される。例えば東京都の条例では、左のような行為が禁止され、最高懲役6ヶ月の罰則まで科される(図)。

第2条 何人も、……入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用する権利を証する物(乗車券等)を不特定の者に転売……するため、乗車券等を、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場その他の公共の場所(乗車券等を公衆に発売する場所を含む)……において、買い、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け……買おうとしてはならない。  
2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所……において、不特定の者に、売り、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け、……売ろうとしてはならない。

東京都「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(太字筆者)

去る8月、全国紙にこんな一面広告が掲載された(図)。ジャーニーズ、サザン、Perfumeなど名だたるアーティスト名がずらりと並ぶそれは、

深刻化するチケットのネット転売問題についてアーティスト116名や音楽系団体が反対する連名の意見広告。かなり評判になったのでご存じの方も多いただろう。

確かに、人気のチケットが発売されるや特殊ソフトやファンクラブ資格を駆使して買い占められ、「チケットキャンプ」などの転売サイトや「ヤフオク」で高値で売り出されるのは、もは



朝日新聞や読売新聞上の意見広告

例えば売るのはオンラインでも、チケット入手のために売り場にバイトを並べたりすればこれにあたるので、その意味での摘発は少なくない。最近では、それこそ宝塚やジブリ美術館で摘発例がある。

では、大多数を占めるネットで入手しネットで転売するスタイルの「転売ヤー」達（転売とバイヤーをもじった呼び名）はどうか。これは、インターネットが条例のいう「公共の場所」と言えるかがポイントになるが、条文の書きぶりからすると少なくともネットは典型例ではない。無論、警察がかなりの拡大解釈をすれば現行条例でも摘発はあり得るだろうが、まあせいぜいが「微妙」といったところだろう。

他方、最近は「古物営業法」で逮捕者が出て話題になった。というのも転売チケットは古物とされるので、それを営業的に売買するときにはいわゆる古物商の許可がいるのだ。逮捕されたのは25才の女性で、嵐のコンサートチケットをこれまで300枚以上ネットで転売していたとされる。さすがに規模が大きいので「営業」とされたのだろう。もっとも、本当に常習的な転売ヤー達は

古物営業許可を取るだろうから、彼らへの歯止めにはならないかもしれない。

このように現行法では処罰できないケースもあるため、主催者の対策の主流は「規約によるチケットの転売防止」である。だいたいチケットぴあでも何でも、購入する際には購入規約というものに同意する。ここでは高額転売やネット転売は禁止されているケースが多い。この規約、果たして有効なのか？ 自分のチケットを転売したって自由じゃないかとも思える。ただ、チケットの販売は単なる物の売買とは違い、実は「イベントに入場させて観覧させるといふ契約」である。チケットはこの「入場して観覧する権利」を示す証券という位置づけだ。この場合、規約はあるが転売禁止の規約は原則として有効だろう。

というわけで、ジャニーズなど主催者の中には規約で転売を一律禁止したうえ、転売出品があると番号で把握して無効化を通知したり、当日入場拒否するケースも出ている。更に、ももクロのように、顔認証で受付で転売チケットを発見する技術も発達してきた。今後も、こうした規

約と技術による転売禁止は広がるであろうし、無効化されたチケットを転売した者が、購入者に対する詐欺罪で逮捕される、というような事態も想定される。

確かにそれほど、悪質な転売業者は蔓延している。法規制もやむを得ない部分があるろう。

ただし、それは同時に、主催者側でも必要な対応を取るのとセットであるべきだ。まずは、「不要チケット対策」である。予定が変わったり体調を崩して、公演に行けなくなることは誰にもある。予約・当日精算ならこういう際には普通にノーショーされて制作が泣いたりするわけだが、事前に購入発券されたチケットはこうは行かない。確かに、主催者も収支はギリギリでやっているのだから、簡単にキャンセルを認めることは難しいだろう。だが、せめて購入者が自己責任で不要チケットの引き取り手を探す道は、残すべきだ。つまり、高額ではなく定価かそれ以下の転売は、もともと容易に行えるべきではないか。チケットぴあなどが一部導入しているが、米国ではもっと便利に拡充されている。

第二に、「チケット価格の多様化」である。これは演劇分野ではすでにかなり対応は済んでいるが、つまり転売とは、「その席への需要がチケット価格を大幅に上回っているから成立する」商売だ。座席ごとに実勢価格で売り出せば、原理的に転売は起きない。ところがコンサートなどでは従来、チケット価格は一律平等に抑えるケースが多かった。特にライブはファンとの共同作業なので、若いファンが買えない価格設定にはしたくないし、扱いは平等でありたい。そんな主催者の思いもあつたらう。

しかし、今後はブロードウェイを席巻するプレミアムシートや公式オークション制など、チケット価格の一層の柔軟化で、払える人には大いに出していただき公演収支を潤して貰うべきではないか。そして少しでもゆとりができるなら、その余剰で後列のチケット価格を下げて、リピーターの懐を楽にすべきとも思うが、どうか。

\*

今回の演劇×著作権×法律の原稿は、社会の関心が高い内容であるため、「ト書き」発行より先に福井健策氏のHPで公開しました。（ト書き57号編集部）